臼杵市一般貨物自動車運送事業者物価高騰対策支援金

に関するＱ＆Ａ

令和８年１１月

臼杵市産業観光課

（第１版）

Ｑ１　支援金の対象とは。

本支援金の対象は、「令和８年９月１日時点で、貨物自動車運送事業法の許可を得て、事業として一般貨物自動車運送事業を営んでいる」事業者です。

Ｑ２　市税を滞納している場合はどうなるのか。

提出書類には、「市税の滞納がないことを証する書類」があり、申請ができない状態となります。本支援金は、市税の滞納がないことが条件ですので、未納分がある場合は納付後に申請をお願いします。

※法人住民税（市税分）については、システムの都合上、納付されたデータの反映に２～３日を要することから、その間、「市税の滞納がないことを証する書類」を発行することはできません。申請書の提出期限直前の納付では「市税の滞納がないことを証する書類」の発行が間に合わない場合がありますので、早めの確認をお願いします。

Ｑ３　支援金の交付額はいくらか。

支援金の額は、所有している事業用貨物車両数（市内の事業所に登録している車両に限る。）に交付単価を乗じた額です。なお、リース車両も対象としま

す。

事業用貨物車両の分類による交付単価は以下のとおりです。

事業用貨物車両の分類	交付単価
普通自動車（大型トラック等）	７万円
小型自動車（小型トラック等） 軽自動車（軽トラック等）	１万円

Ｑ４　事業用貨物車両の分類は何か。

事業用貨物車両の分類は、道路運送車両法（昭和２６年法律第８５号）による分類を用います。車両の構造などの条件は以下のとおりです。

種類		普通自動車	小型自動車	軽自動車
構造等	長さ（ｍ）	小型自動車より大きいもの	４．７以下	３．４以下
	幅（ｍ）		１．７以下	１．４８以下
	高さ（ｍ）		２．０以下	２．０以下
	エンジンの総排気量（ｃｃ）		６６０以上２０００以下（※）	６６０以下
代表的な例		大型トラック	小型トラック	軽トラック

※ジーゼルを用いるものについては、総排気量の基準の適用はしません。

なお、エンジン非搭載の被牽引車については、Ｑ９をご参照ください。

Ｑ５　申請期限はいつまでか。

令和９年１月２９日（金）までです。郵送の場合は、当日必着となりますので、期限が近い場合は窓口（臼杵庁舎２階産業観光課）への提出をお願いします。

Ｑ６　市税完納証明書の取得は、どうすればよいか。

臼杵庁舎または野津庁舎の税務担当窓口で取得することができます。取得には、印鑑（法人の場合は、法人印）と手数料３００円が必要となります。

Ｑ７　申請内容や添付書類に不備があった場合はどうなるのか。

必要に応じて、市から確認の連絡をさせていただく場合や、資料の追加提出をお願いする場合があります。

Ｑ８　支援金はいつ振り込まれるのか。

申請件数や審査の進捗によりますが、申請内容に不備がなければ、申請書の受付から２～３週間程度での振り込みを想定しています。

Ｑ９　エンジン非搭載の被牽引車（セミトレーラなど）のみを１台と見なすことができるか。

お見込みのとおりです。

Ｑ１０　車両がリースの場合は、交付対象としてよいか。

リース車両の場合でも交付対象額の算定対象とします。

Ｑ１１　提出書類にある「直近の確定申告書類と決算書の写し」とは、なにをさすのか。

確定申告書類とは、「直近の確定申告書別表一（１枚）」と「法人事業概況説明書（２枚）」を指します。決算書とは、「貸借対照表」と「損益計算書」を指します。

Ｑ１２　交付車両全ての写真（ナンバーが写っているもの）を提出しなければならないが、どのように写真を撮ればよいか。

下図を参考にしてください。なお、車両の正面からと側面の２枚に分けても構いません。



Ｑ１３　自動車車検証に有効期間の満了する日が記載されていないが、問題ないか。

自動車車検証に有効期間の満了する日が記載されていない場合、「自動車検査証記録事項」等の有効期間の満了する日が記載されている書類等を添付してください。

Ｑ１４　様式第２号に「普通自動車について、事業所への配置登録状況を大分県トラック協会へ問い合わせることに同意します。」という記載がありますが、どういう意味か。

本事業の適正な執行を図るため、普通自動車について申請された台数と令和

８年９月１日時点の大分県トラック協会に登録されている臼杵市内の事業所へ配置状況を確認させていただきます。台数に差異がある場合は、申請書の修正をお願いすることがあります。

なお、軽・小型自動車については、従来通り写真にて確認させていただきます。

Ｑ１５　Ｑ１４の確認が行われることから普通自動車の写真は提出不要だと思うが如何。

普通自動車の写真も必要となります。